

1 2 . 企画・広報事業

(1) 社協だよりの発行

社会福祉協議会事業の紹介、地域福祉の現状報告、様々な福祉活動の紹介、福祉意識の高揚のための啓発に活用します。

- ①保育園、学校、地域の協力による記事の作成
- ②発行月 …… 1. 3. 5. 7. 9. 11月（奇数月に配付）
- ③地区長の協力を得て全戸配布 …… 3,000世帯
- ④関係機関への配布
- ⑤福祉情報の提供、福祉事業の紹介
- ⑥ボランティア活動への参加の呼びかけ

(2) ホームページの有効活用（開設：平成27年10月29日）

ホームページを地域福祉の情報提供の一つとして、住民のニーズに応えることができるようインターネットを利用した情報提供を行います。

1 3 . 地域生活支援事業

・ 福祉用具貸出事業

在宅要介護者の利便を図るために、本会にある福祉用具の貸し出しを無料で行います。

- 手動Sベット …… 2台
- 電動Sベット …… 4台
- 車イス …………… 8台

- ① 福祉用具の貸し出し状況を明確にするための貸出台帳の整備
- ② 地域包括支援センター等、関係機関との連絡調整

1 4 . 心配ごと相談

住民の各種の相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、継続して対応にあたります。また、問題解決のために必要な相談機関との連携を図り、各種情報の収集整理を行います。

- ①電話相談
 - ②他機関との連携
- 専門的分野の相談については、必要に応じた機関との連携
- ③民生委員児童委員との連携

1 5 . 地域共育・ボランティア活動

(1) 地域共育、ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施

町内小学校（3校）、中学校（3校）と連携し、福祉活動に取り組むことで、児童、生徒に福祉の心が育つことを期待し、地域とのつながりを重視したボランティア活動を推進します。

①学校訪問活動（随時）

②助成金の交付

(2) ボランティア活動の支援基盤の強化

町内のボランティア活動の活性化に向けて、関係情報の収集、提供をはじめ、ボランティアの需給調整、研修の場の確保等を行い、地域で求められるボランティアの養成や活動の支援を行います。

①相談、登録、あっせん活動

②ボランティア保険の加入手続き

③広報、啓発活動

④ボランティアグループの活動支援

(3) 災害ボランティアセンターの体制強化

南海トラフ地震等の大規模災害発生後、迅速に地域住民の生活復旧・復興に着手できるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化を行うために、町内3カ所で災害ボランティアセンター運営模擬訓練を継続して行います。

①災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの活用

16. 共同募金及び歳末たすけあい事業

(1) 赤い羽根共同募金配分金事業

10月1日から始まる赤い羽根運動をPRするため、町内で街頭募金をスタートします。併せて地区委員の協力のもと各家庭の協力を得て募金活動を実施します。また、配分金については、中土佐町共同募金委員会・審査委員会において適切な助成先を審査し、下記の事業等に配分を予定しています。

①共同募金の推進実施時期 …… 10月～12月

街頭募金 …… 10月

②共同募金の事業（配分金）

老人福祉（体育、芸能大会）への支援

一人暮らし老人の集いへの支援

中・高校生ボランティア活動への支援

母子・父子福祉

対象家庭への新入学児童お祝金の支給

地域共育

福祉協力校への助成・支援、ボランティア活動への助成、支援等

(2) 歳末たすけあい配分金事業

歳末たすけあい配分金を有効に活用し、心温まるお正月を迎えてもらうために配分活動を行う。

- ①低所得世帯であって當時、紙パンツ、紙オムツを必要とする方に民生委員を通じて現品を援助
- ②生活困窮者、災害被災者への援助

17. 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度（高知県社会福祉協議会資金貸付事務委託契約）

この制度は、他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害のある方のいる世帯等を対象に、必要な資金の貸付けと必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。

①生活福祉資金貸付制度の啓発

厳しい雇用経済情勢のなかで、今後も失業者、低所得者の増加が見込まれ、そのため、これらの方々に対するセーフティネット施策のひとつである生活福祉資金貸付制度は、活用しやすく、効果的な支援が行えること

利用できる世帯は、低所得世帯、障害者世帯及び65歳以上の高齢者のいる世帯

②貸付相談に対する迅速な対応

③民生委員児童委員との連携

④生活福祉資金滞納者に対する償還指導

⑤貸付資金の経理に関する明確化

「生活福祉資金の種類」 …… (ア) 総合支援資金

(イ) 福祉資金

(ウ) 教育支援資金

(エ) 不動産担保型生活資金

18. 小口福祉資金貸付事業

この事業は、一時的に生活に困窮している世帯に対し生活の安定を図るため、応急的な経済援助を図るために小口資金を貸し付け、もって福祉の推進に寄与することを目的としています。貸付の対象は、町内に居住する世帯で貸付を受けることによって、生活安定の一助となると認められる者に対して行います。

①小口福祉資金制度の啓発

貸付限度額 …… 10万円以内

貸付金の使途 …… 教育、自立更正、就労等の支度、疾病の治療等、生活上緊急に必要な費用

②貸付相談に対する迅速な対応

- ③民生委員児童委員との連携
- ④滞納世帯に対する償還指導
- ⑤資金の経理に関する明確化

19. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービス利用援助事業の利用者に対する援助

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と本会との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業で、利用者に代わって、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を本会に登録されている「生活支援員」が行います。

- ①福祉サービス利用援助事業の啓発
- ②対象者

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方

③福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理

利用料 1時間 1,500円
書類保管利用料 1年間 6,000円

- ④専門員 3名配置（兼務）
- ⑤生活支援員の確保及び育成
- ⑥成年後見制度への適切な移行

20. 福祉団体等の活動支援

(1) 民生委員児童委員協議会

地域に根ざした民生委員児童委員の相談援助活動と本会の機能をつなぐことで、具体的な地域住民の暮らしの援助を行います。

- ①小地域ネットワーク活動の推進
- ②在宅要援護者への相談活動
- ③児童、生徒の健全育成のための活動援助
- ④調査活動
- ⑤生活福祉資金の利用援助
- ⑥各種研修会への参加援助

(2) 老人クラブ連合会

町内に16の単位老人クラブがあり、高齢者の健康と生きがいづくりの組織的な活動母体としての団体で、地域支え合いのボランティアとしての役割も期待されることから、連動した活動が必要となっています。

- ①友愛訪問活動と環境美化の推進
- ②各種研修会への参加援助
- ③健康と生きがいづくり活動の推進
- ④運動会等広域事業への参加

(3) 障害者協議会

障害のある方の当事者団体として、福祉ニーズの発見、支援の方策とともに検討し、障害者の社会参加を促進するための行事、研修を行います。

- ①会員加入のための啓発及び事業の広報
- ②地域交流のための行事企画実施援助
- ③研修会への参加援助
- ④運動会等広域事業への参加
- ⑤身体障害者相談員、知的相談員との連携
- ⑥町外の障害者団体との連携

2.1. 大野見保健福祉センター管理業務事業（平成26年4月～）

本会大野見支所が大野見保健福祉センターの管理を行います。

業務の内容

- ①オムツなどの介護用品の販売
- ②保健福祉センターの部屋の予約等

2.2. その他中土佐町受託事業

(1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業

高齢者及び障害者の寝具類の洗濯、乾燥並びに消毒を行うことにより、清潔で快適な生活を支援し、もって在宅福祉の推進を図ることを目的としています。（ただし、自分でできたり、家族がしてくれる方は対象外）

対象者 …… ①概ね65歳以上の高齢者世帯に属する者

- ②介護認定の要介護3以上の被保険者で在宅介護を受けている者
- ③身体障害者
- ④町長が特に必要と認めた者

※行政、地域包括支援センターと連携して実施します。

①実施方法

一回計年度に2回以内	利用料金及び利用者の負担（1枚当たり消費税込み）
敷布団（シングル）……	2,916円 非課税（583円） 課税（875円）
掛布団（シングル）……	2,916円 非課税（583円） 課税（875円）
毛 布（シングル）………	648円 非課税（130円） 課税（194円）

- ②サービス事業利用募集（制度の啓発）
- ③利用申請
- ④サービス調整会議
- ⑤決定及び通知
- ⑥サービス事業実施委託契約
- ⑦サービスの提供及び報告
- ⑧委託料の請求、支払い

（2）中土佐町認知症施策総合推進事業

（認知症サポーター等養成事業を含む）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援等を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族への効果的な支援を行うことが重要です。

このため、中土佐町認知症施策総合推進事業を受託することにより、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。また、認知症の人やその家族を支える地域の人材を育成するために、認知症サポーターの養成を行います。

（3）中土佐町養育支援訪問事業（平成27年7月～）

養育支援が特に必要であると中土佐町長が判断した家庭を訪問し、家庭内での養育環境を整えるため育児、家事等の援助を行います。

- ・業務の内容
 - ①基本的な生活習慣にかかる援助
 - ②近隣住民等との対人関係づくりへの援助

2.3. 介護保険関連サービス事業

（1）訪問介護事業所

事業の目的

- ①訪問介護 …… 要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供します。
- ②第1号訪問事業 …… 要支援状態にある利用者に対し、適正な第1号訪問事業（総合事業）を提供します。
- ③障害者総合支援 ……… 支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適正な居宅介護、重度訪問介護及び同行援護を提供します。
- ④移動支援事業（中土佐町受託事業）

運営方針

- ①要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。
- ②要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる支援を行います。
- ③利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。

④営業日及び営業時間

◎営業日	日曜日から土曜日まで ただし、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く
◎営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、サービス提供時間は午前7時から午後9時までとし、常時電話等により、連絡可能な体制をとる

⑤職員体制

管 理 者 ······ 1名（介護福祉士）
サービス提供責任者 2名（介護福祉士）
日給ヘルパー ······ 5名
時給ヘルパー ······ 5名

⑥利用者の状況(平成30年12月31日現在)

状態区分	要支援	要介護Ⅰ	要介護Ⅱ～V	自立支援	同行支援	合計
人数	23	15	15	6	4	63

業務内容

- ①ヘルプサービス（身体介護、生活援助）
- ②書類作成（訪問介護計画書、介護予防計画書、実績報告書、評価表等）
- ③実績入力－請求処理（介護保険、介護予防 自立総合支援）
- ④各関係機関との連絡、サービス調整、担当者会

※ 今年度の取り組み

①訪問介護員の資質向上

職員は、質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努めるとともに、各種研修会、講習会等への積極的な参加や定期的な職員ミーティングや内部研修を実施し、資質の向上を図ります。また、均一、同一なサービスが提供できるように情報交換等を行い、居宅サービス計画に基づいたより良いサービスが提供できるように努めます。

②関係機関との連携

居宅介護支援事業所、関係機関等との連携を密にし、地域ニーズの把握に努め在宅福祉サービスの向上に努めます。

③人材確保、定着及び育成

運営状況にあった人材の配置の整備をすることにより、安定した稼働ができるよう努めます。また、情報収集を行い、次世代の人材の確保、自己研鑽、積極的な研修への参加に努め、サービスの向上、人材の育成を目指します。併せて業務の効率化を図り、収支の改善に努めます。

(2) 通所介護事業所（総合事業を含む）

運営方針

要介護を必要とする利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るよう援助を実施します。

業務内容

- ①日常生活上の援助（日常生活動作の能力に応じて、必要な介助を行う。）
- ②健康状態の確認 ③ 機能訓練サービス ④ 送迎サービス
- ⑤入浴サービス ⑥ 食事サービス ⑦ 相談、援助
- ⑧生活機能向上グループ活動（集団的創作活動及びレクリエーション）
- ⑨職員体制
 - 管理者 1名（社会福祉主事・生活相談員兼務）
 - 生活相談員 (2名) (兼務 2名)
 - 看護職員 1名（訪問入浴管理者・准看護師・機能訓練指導員兼務）
3名（准看護師・訪問入浴看護師兼務）
 - 介護職員 17名(うち介護福祉士 5名・調理師兼務 6名)

⑩営業日及び営業時間

①営業日	月曜日から土曜日（祝祭日を含む） ただし、12月31日から翌1月3日までを除く
②営業時間	前8時30分から午後5時15分まで ただし、サービス提供時間は午前10時から午後4時まで

- ⑪利用見込み人数 26人／日 程度

※ 今年度の取り組み

①地域福祉との連携の強化

他職種が連携し、情報の提供や共有を図り、地域課題の抽出や制度の狭間にいる方々の支援を行います。

②災害対策

今後予想される南海トラフ地震時の避難等について、防災対策マニュアルに沿つて定期的な避難訓練等を実施し、必要に応じて見直しを行います。

(3) 訪問入浴介護事業所

運営方針

介護状態になった利用者の方が、居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活ができるよう、居宅サービス計画に基づき、居宅における入浴の援助をすることにより、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図れるよう入浴介護サービスを提供します。

業務内容

①居宅における入浴介護

- (ア) 入浴前のバイタルチェック（体温、血圧、脈拍、体調等の聞き取り）
- (イ) 入浴介助（看護職員1名・介護職員2名の3人体制で行う）
- (ウ) 清拭または部分浴（希望時）

②利用料金

- (ア) 入浴介助 12,500円／人（利用者1割負担 1,250円）
- (イ) 清拭又は部分浴 8,750円／人（利用者1割負担 875円）

③職員体制

管理 者 1名（准看護師・通所介護事業所兼務）

看護職員 1名（准看護師・通所介護事業所兼務）

介護職員 2名（通所介護事業所兼務）

④営業日及び営業時間

◎営業日	月曜日から金曜日まで(祝祭日を含む) ただし、12月31日から翌1月3日まで を除く
◎営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、サービス提供時間は午前9時から 午後5時まで

⑤利用者見込人数 12名（延べ）／月程度

⑥居宅介護支援事業所別利用状況(平成30年1月末)

本会 男性1名

大野見福祉会 男性1名

※今年度の取り組み

安全、快適な入浴、また、利用者のニーズに合わせた入浴介護サービスを図ります。
また、介護者の状況なども確認しつつ、在宅生活が継続していけるように支援します。

(4) 指定居宅介護支援事業所

運営方針

介護が必要となっても、住み慣れた自宅で安心して過ごせるようにサービス提供を行います。また、利用者のその人らしさを大切にしながら、自立した日常生活が送れるよう支援します。

業務内容

- ①居宅介護支援事業所は、要介護者である利用者、その家族等の依頼を受けて、利用者が可能な限り自宅で、自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員が利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業所や関係機関との連絡・調整を行います。
- ②居宅介護支援の提供にあたり、利用者・家族が理解しやすいように懇切丁寧に説明を行います。また、利用者の自立支援を目標とし、効果的にサービス提供できるよう医療・福祉サービス、地域住民の自発的活動によるサービスも計画に位置づけていきます。

③職員体制

管 理 者 · · · · 1名(介護支援専門兼務)

介護支援専門員 · · 2名

④営業日及び営業時間

◎営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝祭日及び12月29日から翌1月3日までを除く
◎営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで 夜間休日・夜間休日も利用者に危害があった場合は、連絡がとれる体制を保ち利用者、家族がいつでも相談できる体制を継続する

※ 今年度の取り組み

- ①介護保険制度の動向、圏域の福祉・医療情勢、中土佐町の人口動態等を把握し、事業が円滑に実施できるよう努めます。
- ②介護支援専門員として専門研修、利用者支援に関する研修に参加し、知識、技術の向上を図ります。
- ③地域包括支援センター・病院・各サービス事業所等との連携を強化し、他職種が連携した支援が提供できるよう努めます。
- ④利用者数月平均86名を目標とし、新規利用者の獲得に努めます。
- ⑤介護支援専門員が業務において困りごとがあれば、お互いに相談ができる環境をつくり、身体、精神的な負担を抱え込むことがないように努めます。
- ⑥現在の体制で、算定可能な加算は積極的に取得していきます。

24. 障害者総合支援法(旧 障害者自立支援法)関連事業

(＊障害者総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)
法改正(基本理念)…………日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 障害者地域生活支援事業…………中土佐町受託事業

- ・中土佐町地域活動支援センター「つどい処」

創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とします。

①実施する地域…………中土佐町

②対象となる方…………町内に住所がある障害者及び町長が必要と認める者

③定員…………20人

④職員…管理者 1名(社会福祉主事・兼務)

相談支援専門員 2名(兼務2名)

相談支援員 2名(常勤2名)

⑤開所日及び開所時間

⑥基礎的事業	月曜日から金曜日まで ただし、祝祭日及び12月29日から翌1月3日までを除く (事業によっては、土・日に開所することがある。)
⑦I型事業	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、サービス提供時間は午前9時から午後4時まで

- ・集める場の提供

・スポーツ・レクリエーション活動支援

・他地域の当事者との交流活動

・地域住民・ボランティアとの交流事業等

・ボランティアの育成・活動の場の提供(ボランティアセンターとの連携)

・地域で障害のある方が好きな事や得意なことを活かし活躍できる機会の提供

⑧II型事業

・金銭管理支援サービス

・個別支援

・高次脳機能障害の本人・家族のミーティング事業の運営、精神障害当事者ミーティングへの支援などセルフヘルプ活動にする支援

- ・障害保健福祉についての啓発活動等

⑧相談支援事業

方法……面接・訪問・電話など

内容……生活全般に関する相談

　　福祉サービスを利用するための情報提供

　　権利擁護のために必要な援助

　　セルフヘルプ活動に関する支援

　　その他情報提供に関する支援

⑨その他の事業内容

- ・障害児長期休暇支援事業

- ・避難訓練・災害学習等

(2) 障害者相談支援事業 …… 中土佐町受託事業

・中土佐町相談支援事業所

障害（児）者、並びに難病対象者、またその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービス利用支援等の必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とします。

①日常生活全般にわたる相談

②福祉サービスの利用援助

③社会資源を活用する為の援助

④社会生活力を高めるための援助

⑤ピアカウンセリング

⑥権利擁護のために必要な援助

⑦専門機関の紹介

⑧アセスメント（支援するうえで解決すべき課題の把握）の実施

⑨サービス利用計画原案の作成

⑩サービス担当者会議の開催

⑪モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施

⑫地域移行・定着支援

⑬その他必要な相談支援については、町と協議のうえ実施する

⑭職員配置 …… 管理者 1名（中土佐町地域活動支援センター兼務）

　　相談支援専門員 2名（常勤1名・兼務1名）

　　相談支援員補助 1名（常勤1名）

⑮開所日及び開所時間

◎開所日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月29日から翌1月3日までを除く
◎開所時間	午前8時30分から午後5時15分までただし、サービス提供時間は、午前9時から午後5時まで 地域定着支援の受給者等、必要な場合は24時間体制の支援を行うことができる

(3) 指定就労継続支援B型事業所「鰐乃國の萬屋」

事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑なる指定就労継続支援（B型）提供を確保する事を目的とします。

運営方針

利用者が通所により、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供します。さらに、一般就労への移行に向けて、利用者に対し必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを適切に行います。

- ①勤める場としての事業所を就労の場、並びに社会的役割を担う場としての取組みを実施し、必要に応じて関係機関と連携しながら、一般就労に向けた支援を行います。
※各事業ともにサービス提供時間は、基本は午前9時から午後3時までの時間帯の内とする

(ア) リサイクル事業

ストックヤード施設において「火・水・木・金」曜日の週4日、資源物の搬入日程に合わせて『缶・ビン・古紙・古布・発泡トレイ・ペットボトル等』のリサイクル作業を行い、資源ごみの分別や、中間処理、保管などの作業を通じて町の環境づくりの役割を担います。

また、集荷資源物量の変動により作業量が変動し、就労意欲の保持や一般就労につながる能力開発のための新規作業の導入などに向けての取り組みを強化します。

(イ) 店舗事業

鰐乃國のめし家「萬や」において「火・水・木・金・土」曜日の週5日、仕込み、接客、清掃、調理、配膳などの作業を行い、地域とつながり、さまざまな対人コミュニケーションの場を通じて、鰐乃國の町づくりに参加するお客様や応援してくれる地元の方々に対して、メンバーと職員みんなで「ありがとう」のあふれる店づくりをめざし、お弁当販売や出張販売も行います。

(ウ) たれづくり事業

基盤整備事業により建築された「たれ工房」において、必要に応じ、店舗使用のたれの製造を行い、また、注文に応じてたれ 3 種（丼たれ・ちり酢・ドレッシング）のBIN煮沸、BIN詰め、たれ仕込み、ラベル貼りなどの作業を行い、手づくりの商品として製造、販売を行います。

(エ) 自動販売機清掃

地域において屋内設置の自動販売機は4ヶ月に一度、屋外設置の自動販売機は3ヶ月に一度のペースで清掃作業を行います。

(オ) 「よろず ai」 製造販売事業

販売状況により作業日程を組み、適宜、毎週または隔週 1 回の作業日程とします。

生活環境クリーナー「よろず ai」の製造、ボトル詰め及びラベルづくり等の軽作業他を行い、環境保全の役割を担える場として、海や川がきれいになる町づくりに寄与します。

(カ) その他事業

利用者数の増減、個々の高齢化に伴い変化・増加するニーズに応えるため、新たな作業を模索・検討・試行します。（事業内容により個々の日程となる）

②集まる場所・交わる場所としての事業所

各事業において、ミーティング・部署会及び月 1 回の事業所全体の所内会を実施、利用者相互が意見を出し合い、理解し合い、事業所全体として話し合える場を大切にする。また、交流を深め、社会見学・体験のための日帰り研修旅行・季節行事などを実施します。

また、ともに生きる町づくりに向けて、事業所を人と人とが交わる場、お互いがお互いを認め合う場として位置づけ、下記の取り組みを行います。

(ア) 小学生との交流

小学生との交流を通じて障害、環境についての理解を深めます。

(イ) 環境学習の受け入れ

リサイクル作業の見学、実習の受け入れを行います。

(ウ) 店舗における交流

接客を通じて地域の方々と交流を行います。

(エ) その他の交流

事業所・医療機関・ボランティアなど地域との交流を行います。

③開所日及び開所時間

◎開所日	月曜日から土曜日まで（12月29日から翌1月3日までを除く） *ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、上記にかかわらず開所し、又は休所することができる
------	---

◎開所時間	午前8時30分から午後4時まで ＊ただし、管理者が必要と認めた場合は、開所時間を延長又は短縮することができる
-------	---